中日新聞8月28日朝刊に
Helpan171が掲載されました！

中日新聞　2019年（令和元年）8月28日（水曜日）

非常パン供給で協定

蟹江町と名古屋の社団法人

自治体では初　災害時に必要数要請

蟹江町は二十七日、非常用のパンを災害時に融通し合うネットワークを運営する名古屋市瑞穂区の一般社団法人「Breakthrough Bank（ブレイクスルーバンク）」と、備蓄用パンの供給に関する協定を結んだ。同法人が自治体と協定を結ぶのは今回が初めて。（大野雄一郎）

全国各地の「パートナー」が備蓄している非常用のパン

協定書を取り交わす（右から）北森さん、竹内さん、横江町長＝蟹江町役場で

同法人は今年二月、備蓄したパンを災害時にいち早く提供し合えるようにする「Helpan（ヘルパン）171」というネットワークを立ち上げた。全国の企業などが「パートナー」となり、五年間保存できるパンを購入。大災害が発生した場合、被災地のパートナーは自分たちで買ったパンを非常食として利用でき、それ以外の地域のパートナーは被災地にパンを送って支援する仕組みだ。

パンは北海道の就労支援施設で作られており、卵不使用のためアレルギーのある人でも安心して食べられる。保存期限が切れそうな場合は「子ども食堂」などの事業に活用することも可能。同法人によると、現在は全国に約三百のパートナーがいるという。

協定の締結により、蟹江町で災害が起きた場合には、町が必要なパンの数を的確に同法人に伝え、支援を受けることができるようになる。法人側にとっては、パートナーから必要以上のパンを集めなくてもよく、無駄がなくなり、別の地域で災害が起きた時に備えて供給量を調節できるメリットがある。

二十七日には同法人の北森勝也代表理事（五六）と竹内美土璃（みどり）副理事（四七）が町役場を訪れ、横江淳一町長と協定書を交わした。北森さんは「困ったときに町民の役に立ちたい。これからもパートナーを増やしていければ」と話し、横江町長は「役場にも一定量の備蓄はあるが、万一のときに頂ける食料があるというのはありがたい」と喜んだ。

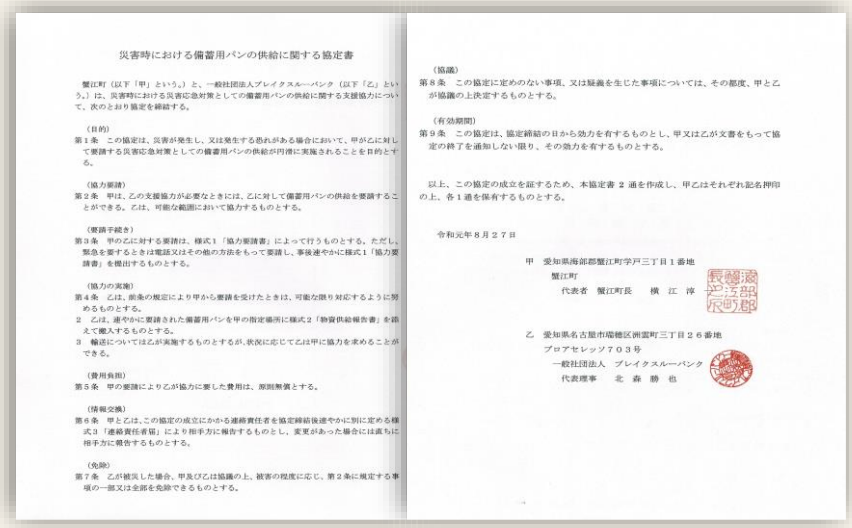

災害時における備蓄用パンの供給に関する協定書

蟹江町（以下「甲」という。）と、一般社団法人ブレイクスルーバンク（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急対策としての備蓄用パンの供給に関する支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する災害応急対策としての備蓄用パンの供給が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、乙の支援協力が必要なときには、乙に対して備蓄用パンの供給を要請することができる。乙は、可能な範囲において協力するものとする。

（要請手続き）
第３条　甲の乙に対する要請は、様式１「協力要請書」によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに様式１「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）
第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り対応するように努めるものとする。
２　乙は、速やかに要請された備蓄用パンを甲の指定場所に様式２「物資供給報告書」を添えて搬入するものとする。
３　輸送については乙が実施するものとするが、状況に応じて乙は甲に協力を求めることができる。

（費用負担）
第５条　甲の要請により乙が協力に要した費用は、原則無償とする。

（情報交換）
第６条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める様式３「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（免除）
第７条　乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第２条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和元年８月２７日

甲　愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目１番地
蟹江町
代表者　蟹江町長　横　江　淳

乙　愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町三丁目２６番地
プロアセレッソ７０３号
一般社団法人　ブレイクスルーバンク
代表理事　北　森　勝　也